



## JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた 新たな組織と働き方について

### 提案内容 (要旨)

5月7日 提案を受ける! その2 (人事・賃金制度の見直し)

組織の見直しを基盤として、社員の成長をグループの成長の原動力として成長の好循環を通じて新グループ経営ビジョンを達成し、JR東日本グループが持続的に成長する志の高い企業グループとなるため、人事・賃金制度等を抜本的に見直す(案)が示される!

#### (1) 定年年齢の引上げ

社員の定年は、満65歳とする。ただし、定年年齢の引上げに伴い、**満60歳以上の社員はグループ会社等に出向**することが原則!

#### (2) 組織再編を通じ、融合と連携を更に加速させていくため勤務制度等の見直し

##### ①特別休日の見直し

ア 公休日以外の休日を「特別休日」とし、現行の年間62日から**年間68日への増付与を実現!**

イ 第1種特別休日制及び第2種特別休日制は廃止。

1日当たりの労働時間	年間休日数	総労働時間数
7時間20分	120日	1796時間40分

##### ②労働時間数の見直し

1箇月単位の変形労働時間制を適用する社員の1日当たりの所定労働時間及びフレックスタイム制を適用する社員の1日当たりの標準労働時間を7時間20分とする。

**乗務員においては現行の7時間10分から1日当たりの労働時間増!**

(3) 等級区分等の見直し—テクニカルリーダー(TL)職を新設し、技術専任職は廃止。フロンティアスタッフの新設。

(4) 昇進制度の見直し (5) 出向の見直し—**出向期間は5年以内**を基本とする。  
なお、期間を延長する場合がある。(延長についても5年以内)

(6) 転籍の見直し—転籍一時金の新設

(7) フレックスタイム制におけるコアタイムの見直し

(8) 賃金制度の見直し—役割の遂行に対する賃金を軸に据えた体系に

- ・基本給を「職務能力給」に変更し、各種手当を「仕事に対する手当」と「生活に対する手当」に区分
- ・職務能力給のベースを入社年次や等級等に応じ10,000円以上引き上げ
- ・定期昇給を「能力昇給」に見直し、**能力昇給は満55歳以降、定年退職(65歳)まで継続**

※職階級ごとに区分1~6に応じて昇給

(9) 退職手当を廃止し、企業型確定拠出年金を導入 (10) 遺族特別保障及び遺族特別給付の見直し

(11) 表彰制度の見直し (12) 再雇用制度の見直し  
エルダー社員制度を見直し、**セカンドキャリアスタッフ制度の新設**

(13) 「新たなジョブローテーション」の見直し

組織の再編を通じ、社員一人ひとりの挑戦と成長の機会を増えることを踏まえ「新たなジョブローテーション」における**同一担務の従事期間について発展的に解消**する。

【実施期日】令和8年4月1日 ※一部の項目については令和8年7月1日より実施